

消防



新しい方法で 応急手当て学ぶ

救急車が到着するまでの正しい応急手当てが、人命を救うのに大切です。その人工呼吸や心臓マッサージなどの心肺蘇生法が、四月から変わりました。今回から新しい方法で応急手当ての講習を行います。

日時〓 5月26日 午後1時30分～4時30分 会場〓 広域消防本部(朝日町四丁目) 対象〓 中学生以上、先着六十人(乳児コース二十人・成人コース四十人)

内容〓 新しい心肺蘇生法、止血など救命に必要な応急手当てなど 申し込み〓 5月13日(20日)に消防本部警防課、各消防

前橋けいりん開催日



6 / 1・2
6 / 3・4・5

利根川西岸にも駐車場がありますので、ご利用ください。



応急手当てで尊い命を救えます

危険物取り扱いの 試験と準備講習会

危険物取扱者試験

日時〓 6月23日 甲種 乙種

…午前9時 丙種…午前11時30分 会場〓 前橋工業高(岩神町二丁目)など四カ所 手数料〓 は五千円 は三千四百円 は二千七百元 申し込み〓 5月7日～16日(土日曜を除く)

に広域消防本部予防課(朝日町四丁目)東消防署(大胡町)または消防試験研修センター(県支部(大渡町一丁目) 2806 123)へ その他〓 試験案内などは消防本部予防課、各消防

防署・分署へ その他〓 講習修了者には「普通救命講習修了証」を交付

…問い合わせは消防本部警防課 220 4513へ。

署・分署などで配布

乙種第四類試験の準備講習会

日時〓 6月4日 午前9時～午後4時30分 会場〓 広域消防本部 対象〓 どなたでも 参加費〓 六千八百円 申し込み〓 5月7日～16日(土日曜を除く)

に前橋地区危険物安全協会事務局(消防本部予防課内)または勢多中央地区危険物安全協会(東消防署内)へ その他〓 申込書は各危険物安全協会内で配布 …問い合わせは消防本部予防課 220 4509へ。

税



軽自動車税は 今月中に納付を

軽自動車税は、四月一日現在の所有者に課税され、五月が納付月です。変更があるときは、次の手続きをしてください。

原付自転車(125 以下のバイク)・小型特殊自動車

転出や死亡、譲渡などで本人以外が使用しているときは、市民税課で名義変更(新旧所有者の記名・押印、車体番号が分かる物が必要) 本市以外で使用する(譲渡を含む)ときは、



所有者は正しい納税を

ナンバーを返還 転出先で新しいナンバーを受ける 使用しないときは市民税課で廃車(ナンバーと印鑑を用意)。

軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪

車種で手続きの場所が異なります。軽一輪(125 超250 以下)は自動車整備振興会 2610221、二輪小型自動車(250 超)は関東運輸局群馬陸運支局 263 4412、軽四輪は軽自動車検査協会 2614621へ問い合わせてください。テレホンサービス 2902264も利用できます。

軽自動車税の減免

障害者自身が所有する軽自動車などを本人またはその家族が障害者のために使用する場合、申請で軽自動車税の減免が適用になる場合があります。該当する人は、申請書を納期限の七日前までに市民税課に提出してく

ださい。

…問い合わせは市民税課 890 6203へ。

申告納付月です 特別土地保有税



五月は特別土地保有税(保有分)の申告納付月です。平成四年一月一日以降に取得した土地を、市内に合計で五千平方以上所有している人は、五月三十一日までに申告納付してください。

恒久的な建物があるなど、既に利用している土地は、税の免除制度があります。

また、住宅用地などには、非課税制度もあります。期限内に認定申請書などの提出が必要です。

…問い合わせは資産税課 890 6221へ。

5月の納税

軽自動車税全期〓 5月31日まで